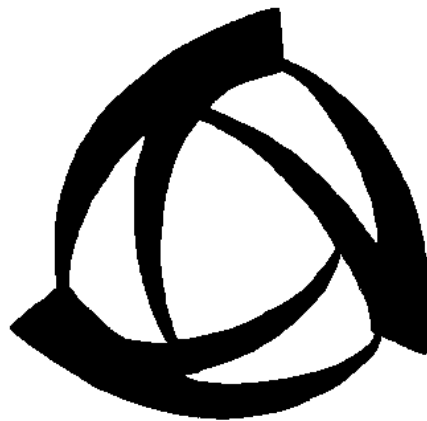


# 2019(令和元)年度 退職予定者説明会

## 資 料



一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

〒892-0841

鹿児島市照国町11-35

電話 099(225)4555      FAX 099(222)7750

URL <http://www.kyogo.or.jp/>

メール [kyogo@kyogo.or.jp](mailto:kyogo@kyogo.or.jp)

## 【2019（令和元）年度退職に関わる事務手続き】

### 退職に伴う還付及び給付について

#### 1 掛金預り金の還付

在職中に納めた掛金（給料の1／100）を還付します。

ただし、平成14年4月以降に納入した掛金については、9割の還付額になります。

#### 2 積立金預り金の還付

在職中に納めた積立金（月額2,000円）を還付します。

ただし、退職教職員互助制度に加入する場合は、拠出金を差し引いて還付します（後述）。

還付予定の掛金と積立金の金額は、1月下旬に所属へ送付し全組合員にお知らせする「12月末現在の残高状況」で確認できます。

#### 3 退職組合員慰労費

20年以上の互助組合員期間を有し退職した場合、8万円分の旅行券を給付します（9ページ参照）。

旅行券はJTB、近畿日本ツーリスト、阪急交通社、鹿児島県旅行業協同組合の4種類がありますので、取扱店などを考慮して1つをお選びください。

なお、旅行券は、本人及び家族を含めて使用できます。

### 手 続 き に つ い て

- ・ 「退職関係給付金等申請書」（様式第15号）に記入・押印して互助組合に提出してください。  
11ページの記入例を参考にしてください。
- ・ 令和2年3月末日までに提出された場合、還付する掛金及び積立金は4月25日前後に互助組合に登録してある給付金受取口座に振り込みます。登録口座は「12月末現在の残高状況」通知に記載してありますので御確認ください。
- ・ 旅行券は、4月下旬頃にそれぞれの業者から直接本人に送付される予定です。

提出先 : 〒892-0841  
鹿児島市照国町11-35  
一般財団法人鹿児島県教職員互助組合

## 互助組合貸付金未償還金について

退職時に互助組合の貸付金に未償還金がある場合は、県が支給する「退職手当」から自動的に控除することになりますので、手続きは必要ありません。貸付金の残額についても「12月末現在の残高状況」通知に記載してありますので御確認ください。

## 医療補助金の取扱いについて

互助組合から給付される医療補助金は、原則として診療月の3～4か月後の給付となります。来年1～3月に診療された医療補助金は退職後に給付されるので、**現在互助組合に登録してある給付金受取口座は絶対解約しないようにしてください。**

なお、退職教職員互助制度(退教互)加入の場合は、退会の75歳まで、この給付金受取口座を使用することになります。

もし、口座の変更を希望する場合は、九州労働金庫全店、鹿児島銀行県庁支店、ゆうちょ銀行の口座が選択できますので、記入後速やかに互助組合へ送付してください(届出用紙は学校の事務室等にあります)。

## そ の 他

- 退職教職員互助制度に加入されると「会員証」はそのままご利用できます。
- 退職教職員互助制度に加入されない方は、「会員証」を退職後、速やかに互助組合事務局へお返しください。

※ 現在、互助組合では「モバイル会員証」の利用をお勧めしています。現職会員のみでなく、退教互の皆様もご使用いただけますので、是非ご活用ください(詳細は、互助組合のホームページ又は互助組合だより第142号に掲載してあります)。

# 退職教職員互助制度（退教互）のご案内

退職教職員互助制度(略して「退教互」と呼んでいます。)は、退職後の生活の安定と生きがいの充実の一助を願い、相互扶助の理念に基づいて1977(昭和52)年3月に発足しました。

現職中は、公立学校共済組合や教職員互助組合の相互共済制度によって医療補助など福利厚生面での大きな支えがありましたが、退職後はその支えがなくなり、退職後の生活に大きな不安を抱えることとなります。「退教互」は、こうした退職後の生活不安を解消するためのものです。

近年、公的な医療保険制度はめまぐるしく変化しています。特に高齢者の医療費にかかる負担は増えるばかりで、老後の生活への不安が募っています。そのため、「退教互」に寄せる期待がますます大きくなっています。退職される皆様が、この「退教互」制度を十分にご理解いただき、加入されますようご案内します。

## 1 加入資格

- ・ 互助組合期間が10年以上で、満50歳以上で退職する人  
(加入後は互助組合の「継続組合員」となります。)
- ・ 退職後2か月以内に手続きをしないと加入できません。(早めに手続きをしてください。)再任用の方も加入の手続きが必要です。

## 2 加入方法

(1) 「退職関係給付金等申請書」の「退教互」への加入欄の加入しますに○をつけ、配偶者及び縁故者欄は必ずご記入ください。3月末日までに加入手続きを済まされた方には4月下旬ごろ、自宅宛に退教互関係の書類を送付します。

(2) 拠出金の納入(一括払い)

- ・ 拠出金の額は、下表のとおりとなっています。
- ・ 拠出金は、基本的には還付される「積立金」から差し引き充当されます。

退職時の年齢	60歳以上	60歳未満59歳以上	59歳未満58歳以上	58歳未満57歳以上	57歳未満56歳以上
拠出金	30万円	32万円	34万円	36万円	38万円
56歳未満55歳以上	55歳未満54歳以上	54歳未満53歳以上	53歳未満52歳以上	52歳未満51歳以上	51歳未満50歳以上
40万円	42万円	44万円	46万円	48万円	50万円

(2018(平成30)年4月1日から適用)

### 3 退会について

満75歳の誕生日の前日で自動的に退会となります。死亡の場合は死亡時で退会になります。

※退会時における拠出金の返金はありません。

### 4 「退教互」の給付事業内容

給付事業名	事業内容
医療補助金	<b>継続組合員本人のみに給付</b> 〔補助額〕 保険対象医療費の自己負担分から1,000円を控除した額の7割 詳しくは、5ページをご覧ください。 <b>※健康保険法の改定等により給付率を見直すこともあります。</b>
障害見舞金	継続組合員本人が、「退教互」在会中に障害者手帳の1・2級の交付を受けたとき給付します。 <b>障害者手帳交付後は、医療補助金は給付されません。</b>
死亡弔慰金	継続組合員本人が、「退教互」在会中に死亡したとき給付します。
保養施設利用補助	<b>継続組合員本人と配偶者に給付</b> （配偶者が被扶養者であるかどうかは問いません。） ・「年間指定保養施設」：年間1人15泊まで、湯治施設：月内1人7泊まで （1泊につき1,500円） ・「山の家・海の家」・・・夏季休業期間中1人2泊まで（1泊につき4,000円）
会員証割引事業	「会員証」を提示すると、指定施設・業者の割引等各種のサービスが受けられます。
その他	・互助組合会館の駐車場並びに会議室を利用できます。 ・「退教互だより」を年3回発行し、お届けします。

#### 障害見舞金・死亡弔慰金の額

加入期間	加入後1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内	3年超
障害見舞金	15万円	10万円	5万円	2万円
死亡弔慰金	15万円	10万円	5万円	3万円

※ 医療補助金は、公的機関（国・県や市町村）、健康保険組合から助成金がある場合は、その分を差し引いて給付します。

※ 退教互加入後、身体障害者1・2級の認定を受けた方は、市町村から医療費助成金があるため、退職互助規程第6条の3の規定により、互助組合の医療補助金は給付されません。

※ 現職中に身体障害者1・2級の認定を受けている方は、上記4「退教互」の給付事業内容のうち医療補助金、障害見舞金は給付されませんので、加入にあたっては十分ご注意ください。

※ 介護保険による支払いは、医療補助金給付の対象となりません。



### 5 給付金額等の状況（過去2年間）

年度	医療補助金					保養施設利用補助金	
	給付総額	受給者数	平均給付額	最高給付額	5万円以上	指定保養施設利用件数	「山・海の家」利用件数
H29	115,252,500円	3,201名	36,000円	414,000円	723人	2,188件	1,063件
H30	121,775,500円	3,070名	39,000円	445,100円	730人	2,055件	950件

## 6 医療補助金について

医療補助金は、月ごと、病院（医科・歯科別）（入院・外来別）ごと、調剤薬局ごとに給付します。

(1) 保険種別による給付内容例：1か月に100万円総医療費がかかった場合(70歳未満)

○ 公立学校共済組合任意継続組合員（共済資料のP30表1一般エの場合）

総医療費 1,000,000 円			
療養の給付 700,000 円(現物給付:7割を共済組合が医療機関に支払う)	本人 窓口負担(3割) 300,000 円		
	高額療養費 242,400 円 (共済組合から後日払い戻し)	自己負担限度額 57,600 円 (※)	
		一部負担金払戻金 32,600 円	実質自己負担額 25,000 円
		退教互医療補助金 16,800 円	退教互加入者 実質負担額 8,200 円

   は共済組合給付         は互助組合給付

共済組合任意継続組合員の実質自己負担額は 25,000 円、さらに互助組合の退教互加入者なら 16,800 円の補助があり 8,200 円の自己負担額となります。互助組合未加入者との差額は 16,800 円。




○ 国民健康保険及び全国健康保険協会（共済資料のP30表1一般エの場合）

総医療費 1,000,000 円			
療養の給付 700,000 円(現物給付:7割を国保等が医療機関に支払う)	本人 窓口負担(3割) 300,000 円		
	高額療養費 242,400 円 (国保等から後日払い戻し)	自己負担限度額(実質自己負担額) 57,600 円 (※)	
		退教互医療補助金 39,600 円	退教互加入者 実質負担額 18,000 円

国民健康保険加入者の自己負担額は 57,600 円、退教互加入者であれば 18,000 円の自己負担額で、互助組合未加入者とのその差額は 39,600 円となります。

※ 自己負担限度額は所得により5段階に区分されます。上記は、一般的と思われる「協会けんぽの場合標準報酬月額26万円以下、国保の場合所得210万円以下」の方の例です。

## (2) 太郎さんの1か月の医療費請求例

山下歯科	互助内科	照国薬局
 <p>太郎さんは虫歯の治療で1か月に4回通いました。窓口負担は1,230円, 780円, 450円が2回ありました。合計は2,910円でした。</p>	 <p>太郎さんは持病の高血圧のため毎月1回通います。医者の診察を済ませ降圧剤の処方箋をもらいました。負担は3,600円でした。</p>	 <p>太郎さんは互助内科でもらった処方箋で降圧剤をもらいました。負担は2,380円でした。</p>

★互助組合の医療補助金（百円未満は切り捨てとなります。）

<p><b>山下歯科</b> では</p> $(2,910 - 1,000) \times 0.7 =$ <p style="text-align: center;"><u>1,300円</u></p>	<p><b>互助内科</b> では</p> $(3,600 - 1,000) \times 0.7 =$ <p style="text-align: center;"><u>1,800円</u></p>	<p><b>照国薬局</b> では</p> $(2,380 - 1,000) \times 0.7 =$ <p style="text-align: center;"><u>900円</u></p>
---	---	---

○ 医療機関毎に1,000円を控除した後の7割を給付しますので、合計しますと4,000円の医療補助金となります。

★医療費実質個人負担比較

太郎さんの1か月の支払額が8,890円の場合		
退教互未加入	退教互加入	差額
8,890円	4,890円	4,000円

○ 太郎さんの1か月の支払額が8,890円の場合、その月の差額は4,000円ですが、仮に通院状況が1年間続いた場合は、退教互未加入との差額は年間48,000円となります。

(3) 70歳未満所得区分「ア・イ・ウ」、70歳以上所得区分「現役並所得」の方の互助組合での取扱については、70歳未満は所得区分「エ」、70歳以上は所得区分「一般」を基準として、これより高い所得区分でも自己負担限度額は70歳未満所得区分「エ」、70歳以上所得区分「一般」と同額とみなします。

### 退教互の医療補助金給付事業

民間の保険会社は、入院や手術費用を保障する保険はありますが、入院を伴わない医療費の自己負担額を保障する保険は少ないです。つまり、退教互に加入されると風邪で病院に行った場合でも医療補助が受けられるというわけで、民間等にはない教職員だけの制度です。

退職時に還付される積立金預り金の中から拠出金を納めていただくだけで、それ以外に納めることはありません。

現在、健康であっても、退職後の健康は保障されません。75歳になるまでの医療補助を受けることができるこの事業は、多くの方に喜ばれています。

# 医療補助金請求書

太線の枠内を記入してください。

継続組合員番号 (現職時の職員番号)							1 加入保険の種類及び補助制度(○印) A 国民健康保険 C 全国健康保険協会(協会けんぽ) D 私立学校振興共済 E 市町村共済組合 F その他 企業保険等 (保険名 ) 公的機関・保険者等からの補助制度(有 無)
生年月日	昭和	年	月	日	(	歳)	
住所	〒 -						
電話番号	- -						
保険証の 記号・番号							2 該当者のみ記入(○印) (1) 身体障害者手帳受給 ( 級 ) 市町村からの補助又は返戻金 ( 有 無 ) (2) 後期高齢者医療制度の適用 ( 有 無 )
所得区分(○印)(裏面参照) 70歳未満 (ア・イ・ウ・エ・オ)      70歳以上 (現役並み所得者・一般・低所得者)							
一般財団法人鹿児島県教職員互助組合退職互助規程第6条の規定による医療補助金を請求します。 年 月 日 氏 名 <span style="float:right">Ⓜ</span> 一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿							

※ 互助組合では所得区分が把握できませんので、ご記入ください。  
(所得区分がわからない方は、保険者へお問い合わせください。)

※ 「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」または、医療機関の発行する「領収書」を添付してください。

※ 医療機関の発行する「領収書」について  
 ・療養者氏名・保険種別・保険点数・患者自己負担額の確認できるものとします。  
 ・「領収書」が複数枚の場合は、必ず1か月分をまとめて提出してください。  
 (上記領収書で請求する場合は、「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」は提出不要)

※ 身体障害者1・2級の認定を受けた方は、見舞金がありますのでお知らせください。  
(認定後は、公的機関からの給付がありますので、互助組合からの医療補助は受けられません。)

※ 70歳未満所得区分「ア」「イ」「ウ」の方は「エ」、70歳以上所得区分「現役並み所得者」の方は「一般」とみなし高額療養費を取扱いますのでご了承ください。(平成30年8月診療分から適用)



# 高額療養費について

高額療養費とは・・・医療機関での1か月の医療費窓口負担額が定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた分は保険者(市町村・全国健康保険協会等)から高額療養費として払い戻しを受けられます。

※計算方法等詳細は保険者の窓口(市町村等)でお尋ねください。

自己負担限度額は、年齢(70歳以上、70歳未満)、所得によって定められています。(下表参照)

## 70歳未満の方 (後期高齢者医療制度の対象者を除く)

[2015.1改正]

適用区分	1か月の自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
ア 年収 約1,160万円～	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ 年収 約770～1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ 年収 約370～770万円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ 年収 ～370万円	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税者)	35,400円	24,600円

### ◎高額療養費世帯合算について

同一世帯(同一保険)で、同月に21,000円以上の医療費自己負担が複数あるとき、合算して表中の自己負担限度額を超えるときも高額療養費の対象となります。

例(所得区分:エの場合)

組合員40,000円、配偶者21,000円のととき合算額が57,600円を超えるので、高額療養費を保険者へ申請できます。

## 70歳以上の方

[2018.8改正]

適用区分		外来の自己負担限度額 (個人ごと)	入院+外来の自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み	年収 約1,160～ 万円	252,600円 + (医療費-842,000)×1% 4回目から140,100円	
	年収 約770～ 1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000)×1% 4回目から93,000円	
	年収 約370～ 770万円	80,100円 + (医療費-267,000)×1% 4回目から44,400円	
一般 年収156～約370万円		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 4回目から44,400円
住民税非課税等		8,000円	24,600円
			15,000円

### ◎高額療養費世帯合算について

70歳以上の方の場合、自己負担分(1円以上)を全て合算して、表中の自己負担限度額を超えるときは高額療養費の対象となります。

## 旅行券の使用方法等について

旅行券は、互助組合加入期間を継続して20年以上有し、退職した組合員にお贈りするもので、本人のほかご家族のどなたでも自由に使用できます。

旅行券の種類は、下記のとおりJTBの旅行券、近畿日本ツーリストのツーリスト旅行券、阪急交通社のハイレジャーギフト券及び鹿児島県旅行業協同組合の旅行券の4種類があります。この中から1種類を選択し「退職関係給付金等申請書」の当該欄にお示しください。

使用方法は、現金同様に、JRグループのほか私鉄、バス、汽船、航空機等のチケットと、各旅行業社及び販売店が指定・企画した宿泊券等の購入や国内・海外旅行の代金支払いとして使用できます。

なお、旅行券は、できるだけ受領後1年以内に使用してください。

### 記

種 類	取扱店(2019(令和元)年6月現在)及び留意点
J T B 旅行券	全国JTBグループ店舗, オプシアミスミ店, イオンタウン始良店 【問い合わせ】TEL 099-225-5489
近畿日本ツーリスト ツーリスト旅行券	近畿日本ツーリスト全国各支店, 南九州提版センター, 旅丸ツーリスト(鹿児島), さくらツアー(鹿児島), ツーリストプラザ鹿児島店(イオン鹿児島), サニーワールド本社・鹿屋支店, 出水観光旅行社, 屋久島トラベル 【問い合わせ】TEL 099-223-3205
阪急交通社 ハイレジャーギフト券	阪急交通社全国各支店 【問い合わせ】TEL 099-239-6252
鹿児島県旅行業 協同組合旅行券	取扱店及び使用内容は、裏面をご覧ください。 ※ 使用期限は発行日より6ヶ月となっておりますが、使用期限終了後も裏面記載の取扱店で使用期限を延長することができます。 【問い合わせ】TEL 099-225-8901

※ 旅行券の換金及び他人への売買はできません。

※ 旅行券使用終了後は、「旅行券使用報告書」を提出してください。

(旅行券使用報告書用紙は、旅行券に同封します。)

## 旅行券取扱店及び使用内容

鹿児島県旅行業協同組合 魅旅

No.	地区	取扱店名	住 所	TEL	使 用 内 容			備 考
					バック旅行	バック旅行以外		
						JR乗車券	航空券	
1	鹿児島	株霧島観光社	鹿児島市西千石町1-24	099-226-3388	○			自社企画バスツアーも可
2	鹿児島	株熊毛運輸 屋久島道の駅観光	鹿児島市堀江町19-3 新生堂いつろビル202	099-201-4110	○			トレッキングツアー・鹿児島市内ホテルバック、屋久島・種子島フリープラン
3	鹿児島	株全日本旅行センター	鹿児島市上之園町15-10	099-257-7080	○			
4	鹿児島	トラベルジャパン観光	鹿児島市真砂本町49-10 第一丸善ビル	099-206-7228	○			私鉄・バス取扱なし
5	鹿児島	フォーユートラベル	鹿児島市吉野町3216-307	099-243-8760	○			私鉄・バス取扱なし
6	日置	南州交通(株)	日置市伊集院町野田1210	099-273-2904	○			
7	南薩	株鹿児島観光旅行社	枕崎市千代田町9	0993-72-8622	○			
8	南薩	南薩観光(株)	南九州市知覧町5500番地	0993-83-2275	○			自社企画バスツアーのみ
9	南薩	株新日本観光社	南さつま市加世田村原4-8-1	0993-52-3036	○	○	○	
10	南薩	南栄ツーリスト(株)	指宿市湯の浜1丁目1-6	0993-27-0010	○			
11	南薩	株ほたる観光	南九州市知覧町塩屋23984-1	0993-85-3335	○			
12	北薩	株出水観光社	出水市昭和町16-5	0996-62-1333	○	○	○	国内旅行のみ取り扱い
13	北薩	株川内観光旅行センター	薩摩川内市大小路町19-13	0996-20-1600	○	○	○	
14	霧島	さつま交通観光(株)	霧島市横川町上ノ1865-1	0995-72-1515	○	○	○	
15	垂水	株サニーワールド	垂水市栄町13	0994-32-7550	○			
16	大隅	桜観光そよ風	鹿屋市寿1-15-10	0994-43-1111	○			
17	大隅	株トラベルメイク	鹿屋市寿7-12-11	0994-42-7302	○	○	○	
18	熊毛	種子屋久ツーリスト	熊毛郡中種子町野間5137-5	0997-27-3737	○			
19	熊毛	屋久島トラベル	熊毛郡屋久島町宮之浦720	0997-42-2112	○			
20	大島	奄美航空ツーリスト 本社営業所	奄美市名瀬入舟町8-21	0997-53-6111	○			
21	大島	奄美航空ツーリスト 古仁屋営業所	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊26-14 せとうち海の駅内	0997-73-7111	○			
22	大島	奄美航空ツーリスト 喜界営業所	大島郡喜界町湾62-1	0997-65-2953	○			
23	大島	奄美航空ツーリスト 徳之島営業所	大島郡徳之島町亀津面名蔵51-1	0997-82-0223	○			
24	大島	奄美航空ツーリスト 沖永良部営業所	大島郡知名町知名658-3	0997-93-1700	○			
25	大島	山田海陸航空(株) (シーワールド®トラベル)	大島郡和泊町和泊576-3	0997-92-1241	○			国内旅行のみ取り扱い
26	大島	株大坪運送店	大島郡和泊町手々知名618-1	0997-92-1126	○			
27	大島	奄美航空ツーリスト 与論営業所	大島郡与論町茶花兼久65-1	0997-97-2476	○			

※熊毛・大島地区の取扱店は、乗船券のみの利用も可能です。（一部取り扱わない店舗もありますので使用前にお問い合わせ下さい。）

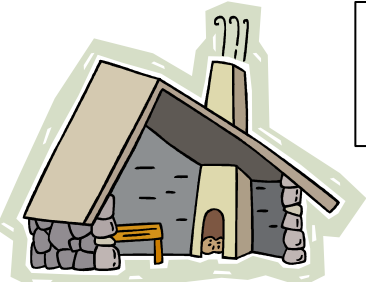
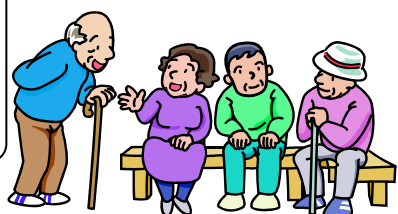


※バック旅行とは、旅行業者が企画・広告して、参加する旅行者を募り実施する旅行です。

記入例

退職関係給付金等申請書										
退職年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日			所属番号	6	5	4	3	2	1
生年月日	昭和〇年〇月〇日 (〇歳)			職員番号	1	2	3	4	5	6
退職時の所属名	鹿児島中央小学校			未定の場合は、現住所を記入し、後日連絡してください。						
退職後の住所	〒 ( 892 - 0841 ) 鹿児島市照国町 1 1 - 3 5			電話 ・ 携帯電話 (099)-225-4555 090-2255-4555						
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の規程に基づき下記のとおり申請します。</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿 提出日 令和 2年 2月 7日</p> <p>氏 名 互 助 太 郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">互 助</span></p>										
申請する給付の種類										
1 給付規程第4条による『退職生業資金』及び特別見舞金規程第4条による『積立金預り金』の還付										
2 給付規程第3条の16による『退職組員慰労費』 (20年以上の組員期間を有し、退職したとき) <b>(使用方法については別紙参照)</b>					(希望の項目に○印) ア JTBのギフト旅行券 イ 近畿日本ツーリストのツーリスト旅行券 ウ 阪急交通社のハイレジャーギフト券 エ 鹿児島県旅行業協同組合の旅行券 いずれかに○印					
3 退職互助規程第2条による『退教互』への加入 について (10年以上の互助組合期間を有し、50歳以上で退職したとき)					(希望の項目に○印) ① 加入します。 (下の配偶者及び縁故者欄等も記入してください。) 2 加入しません。					
『退教互』へ加入する方で、現在、身体障害者1.2級の認定を受けていますか。(該当の項目に○印)										
1 受けている。 ② 受けていない。 ← いずれかに○印										
(注)『退教互』加入後の医療補助金について 退職互助規程第6条の規定により、身体障害者1・2級の認定を受けている方は、市町村から医療費助成金があるため、医療補助金は給付されません。										
配偶者	フリガナ	ゴジョ ハナコ			性	いづれかに ○ 生 年 月 日				
	氏 名	互助 花子			別	1 男 ② 女	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生			
縁故者	氏 名	互助二郎	続柄	子	住 所	〒 (892- 0853 )		電 話		
			住 所		鹿児島市城山町1-2-3		090-2255-4556			
	氏 名	照国みどり	続柄	妹	住 所	〒 (892- 0816 )		電 話		
			住 所		鹿児島市山下町4-5-6		090-2255-7750			
受付印										
(注) 1 給付金は、当方に口座登録してある預金口座に振り込みますので、この口座は退職後も解約しないでください。 2 『退職組員慰労費』については、別紙「旅行券の使用方法等について」をご覧ください。 3 『退教互』への加入拠出金については、『積立金預り金』から差し引きます。 4 縁故者欄は、住所変更等により連絡がとれない場合に消息を知るためのものです。なるべく住所変更の生じない方を記入してください。										

# 退職教職員互助制度（退教互）

退職教職員互助制度（退教互）は、退職後の生活の安定と生きがいの充実を願って 1977 年 3 月に発足した退職教職員の相互扶助制度です。  
2019 年 6 月現在の会員は 4, 692 名で次のような事業を行っています。



**会員証割引事業**  
指定施設・業者の割引等各種サービスを受ける

**医療補助金**  
医療費の自己負担分から 1,000 円控除した額の 7 割を給付

**保養施設利用補助**  
指定保養施設・湯治施設  
1 泊 1,500 円補助  
「山の家・海の家」: 期間中 2 泊以内  
夏季休業中 1 泊 4,000 円補助

**見舞金・弔慰金**  
1・2 級の障害手帳の交付をうけた場合  
在会中に死亡した場合

## 組合員からの声

- ・年月の経過は早く、もうすぐ 75 歳で、同時に継続組合員の資格も失うことになり、いまは本当に寂しい気持ちです。これまで毎回の退教互だよりが届くのが待ち遠しく、パズルに挑戦したり、ふれあいプラザで先輩や後輩の様子を知ったり、その他参考になることが多くありました。私は永年、複数の病院に通院中で、医療補助金が本当に役立ち、とても良い制度だと思いました。退職後、継続組合員になったことは、有意義で大満足でした。 鹿児島市：T
- ・長い間本当にお世話になりました。補助が何十万円となったことと思います。今後後輩の方々もこの制度が利用できる事を願っています。 始良市：S
- ・医療補助金という素晴らしい制度があることを誇りに思うと共に感謝しています。志布志市：Y
- ・退教互の会員として残すところ 3 ヶ月になってまいりました。医療補助金制度をはじめ、いろいろな恩恵を受け、改めて加入してよかったと感謝いたしております。退職者の中で自分より若い人の訃報欄に接するたびに胸が痛みましたが、退会までなんとか元気で過ごせたことに感謝しているところです。ありがとうございました。 湧水町：A